

# 実戦過去問エッセンス

## 相続・事業承継設計

### 見本

- このレジュメは、解説テキストで扱いきれなかった出題で、**実際に過去に出題された問題の重要論点**を項目別に簡潔にまとめ、エッセンス形式で掲載しています(直近3回程度の出題年度を記載)。解説テキストと併せてご利用ください。カテゴリーは、CFP<sup>®</sup> 試験過去問題集の出題項目に準拠しています。
- 「説明問題」の解答内容は**表形式化してまとめ**、「計算問題」は**問題・計算を単純化**し、できるかぎりシンプルにしています。
- したがって、説明問題は**暗記用**として、計算問題は電卓を使わなくても目で追って**簡易計算**(目計算)で利用できるようにしてあります。
- 過去の類似出題問題については、**最新出題に集約**して掲載してあります。
- このエッセンスを通読するだけでも、過去数回分の出題傾向を把握し、理解と演習に役立てることができます。
- 本試験過去問題と交互に演習すると効果が上がります。

#### 【項目】

- 相続の概要
- 遺言および成年後見制度等
- 相続税の課税価格等
- 相続税額の計算
- 相続税の申告および納付等
- 贈与税および相続時精算課税制度
- 相続財産の評価(不動産)
- 相続財産の評価等
- 相続税の課税価格等(国外財産)
- 事業承継等

## 相続の概要

(1) 寄与分と特別受益 (2014-11,2014-06,2013-11,2013-06) 出題

□ 寄与分について説明しなさい。(2014-06)

共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付等の方法により被相続人の財産の維持または増加につき特別の寄与をした者(寄与者)があるとき

- ①被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなす。
- ②法定相続分や指定相続分の規定によって算定し相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

□ 次の寄与者の相続分を求めなさい。(2014-11,2014-06)

- 夫に相続が開始したとき、夫の遺産総額が 100,000 千円、共同相続人の協議により妻の寄与分を 20,000 千円とした場合、寄与者である妻の相続分(具体的相続分)はいくらか。

- ① 相続時の財産価額－寄与分＝みなし相続財産
- ② (みなし相続財産×相続分率)＋寄与分＝寄与者の相続分

<妻の相続分額の計算>

$$(100,000 \text{ 千円} - 20,000 \text{ 千円}) \times 1/2 + 20,000 \text{ 千円} = 60,000 \text{ 千円}$$

□ 特別受益について説明しなさい。(2014-06)

共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、または婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与により財産を取得した者(特定受益者)があるときの相続分は次のとおり計算する。

相続時の相続財産	被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなす。
特定受益者の相続分	法定相続分、代襲相続分または指定相続分の規定によって算定した相続分の中からその遺贈または贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
贈与の価額	贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、またはその価額の増減があったときでも、相続開始の時ににおいてなお原状のままであるものとみなす。

□ 次の特別受益者の相続分を求めなさい。(2014-11,2014-06)

● 夫に相続が開始したとき、夫の遺産総額が 100,000 千円、妻は夫の生前に時価 25,000 千円の株式(相続時時価 20,000 千円)のを贈与を受けていた場合、妻の相続分はいくらか。

- ① 相続時の財産価額 + 贈与の価額 = みなし相続財産  
 ② (みなし相続財産 × 相続分率) - 遺贈・贈与の価額 = 特別受益者の相続分

<妻の相続分額の計算>

$$(100,000 \text{ 千円} + 20,000 \text{ 千円}) \times 1/2 - 20,000 \text{ 千円} = 40,000 \text{ 千円}$$

(2) 遺留分 (2014-11,2014-06,2013-11,2013-06) 出題

□ 遺留分の減殺請求額を求めなさい。(2014-11,2014-06)

- 各相続人が以下のとおり取得した相続財産の取得額(時価)の場合において、二男が遺留分の減殺請求をすることができる金額はいくらか。

妻 : 80,000 千円  
長男 : 70,000 千円  
二男 : 10,000 千円  
(合計 160,000 千円)

民法に定める遺留分は、相続人が配偶者と長男、二男であるため、各相続人の法定相続分の2分の1となる。

<遺留分の計算>

① 遺留分算定基礎財産

160,000 千円

② 総体的遺留分額

$160,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 80,000 \text{ 千円}$

③ 個別的遺留分額

妻  $80,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 40,000 \text{ 千円}$

長男  $80,000 \text{ 千円} \times 1/2 \times 1/2 = 20,000 \text{ 千円}$

二男  $80,000 \text{ 千円} \times 1/2 \times 1/2 = 20,000 \text{ 千円}$

④ 二男の指定相続分に基づく取得財産価額

10,000 千円

⑤ 二男の侵害された遺留分額

$20,000 \text{ 千円} - 10,000 \text{ 千円} = 10,000 \text{ 千円}$